東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、平成二十四年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「租税特別措置法等改正法」という。）の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「都道府県算定基礎額」という。）とする。

一　個人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
二　法人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
三　個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
四　法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
五　不動産取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
六　自動車取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
七　自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
八　固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
九　地方法人特別譲与税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る都道府県算定基礎額とする。

3　法附則第七条の三に規定する平成二十四年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、第一項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　法附則第七条の三に規定する各市町村における次の各号に掲げる収入の項目に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
二　法人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
三　固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
四　軽自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額
五　自動車取得税交付金に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の三に規定する平成二十四年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈠の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈢の規定に準じて按分した額、軽自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額及び自動車取得税交付金に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の規定に準じて按分した額及び自動車取得税交付金に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の六の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

附則別表第三、附則別表第三の二、附則別表第四、附則別表第八及び附則別表第十から附則別表第十三までを次のように改める。

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
武蔵野市	2.099
三鷹市	1.161
守口市	2.726
芦屋市	0.219

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.033
仙台市	0.007
千葉市	0.004
横浜市	0.007
静岡市	0.008
浜松市	0.014
名古屋市	0.065
大阪市	0.038
堺市	0.025
岡山市	0.014

附則別表第四　削除

附則別表第八

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市町村名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	9.272	3.383
宮古島市	7.340	2.645
伊江村	5.332	1.889
渡嘉敷村	5.332	1.889
座間味村	5.332	1.889
粟国村	5.332	1.889
渡名喜村	5.332	1.889
南大東村	11.204	4.121
北大東村	11.204	4.121
伊平屋村	5.332	1.889